

ネットワーク環境等移行に係る調査・分析業務 プロポーザル実施要領

I 基本事項

1 趣旨等

この要領は、新庁舎整備に伴うネットワーク環境等移行に係る調査・分析業務について、事業者の能力等を総合的に比較検討し、最も適した受託候補者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

2 プロポーザルの概要

公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定する。

3 業務の概要

(1) 業務の名称

ネットワーク環境等移行に係る調査・分析業務

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年11月26日まで

(3) 業務委託料上限額

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 主な業務内容

- ① 情報システム等の最適化計画の立案
- ② 業務改革やシステム経費等を見据えた提案

4 発注者及び事業担当課

(1) 発注者

小矢部市

(2) 事業担当課

小矢部市企画政策部デジタル推進課

〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号

電話番号 0766-67-1760

電子メール digital@city.oyabe.lg.jp

5 参加資格要件等

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体であること。（個人での参加はできない。）
- (2) 過去2年間で他の自治体において、庁舎移設等に伴うネットワーク環境移行に係る調査・分析関連業務の受注実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出時点において、小矢部市契約規則（昭和48年小矢部市規則第8号）第20条第2項に規定する指名競争入札の参加資格名簿（物品・役務）に登載されている者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てが

なされていない者であること。

- (6) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 小矢部市暴力団排除条例（平成24年小矢部市条例第1号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (9) 受託業者がプライバシーマーク又はISO/IEC 27001 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格を保有していること。

6 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	6月12日(木) 市ホームページに掲載
質問書の提出期限	6月16日(月) 午後5時まで
質問書への回答期限	6月17日(火) 午後5時までに、電子メール及びホームページにて回答
参加意向申出書等の提出期限	6月18日(水) 午後5時まで
参加辞退届の提出期限	6月19日(木) 正午まで
第一次審査結果通知及び仕様に係るシステム等の概要資料の提供	6月20日(金)
企画提案書等の提出期限	6月26日(木) 午後5時まで
第二次審査（プレゼンテーション）	6月30日(月)
選定結果通知	7月1日(火) 予定

7 実施要領等の取得

- (1) 取得方法 実施要領等は小矢部市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。
- (2) 取得期間 令和7年6月12日（木）から
- (3) URL <https://www.city.oyabe.toyama.jp/>

II 審査・選定等

1 選定の方法

企画提案書等の提出のあった者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を行い、これに対し審査（総合評価）を行い、受託候補者1者を選定する。

2 提案書等の質問書の提出

- (1) 提出内容 提案書等の質問書
※質問がある場合は、LoGo フォームにより提出することとし、原則、口頭による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和7年6月16日（月）午後5時まで
- (3) 提出方法 LoGo フォーム <https://logoform.jp/form/gRmW/1077462>

- (4) 回 答 質問に対する回答は、令和7年6月17日（火）午後5時までに電子メールでの送信及び小矢部市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

3 参加意向申出書等の提出

- (1) 提出内容
- ① 参加意向申出書
 - ② 参加資格誓約書
 - ③ 業務実績表
※令和5年度から令和6年度までの期間における自治体へのネットワーク環境移行に係る調査・分析業務実績を全て記載すること。
 - ④ 業務実施体制
※業務の一部を再委託等の予定がある場合は、再委託先等と合意の上、再委託先（納入先）及び業務の内容を記載すること（再委託については市の承諾が必要となるが、委託先等や業務内容の承認等は受託候補者との協議の段階で行う）。
 - ⑤ 実施体制図等
※業務の一部を再委託等の予定がある場合は、再委託先等と合意の上、再委託先等との関係についても記載すること。
 - ⑥ プライバシーマーク又は ISO/IEC 27001 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の取得認証書の写し実施体制図等
- (2) 提出期限 令和7年6月18日（水）午後5時まで
- (3) 提出方法 LoGo フォーム <https://logoform.jp/form/gRmW/1077948>

4 参加辞退書の提出

- (1) 提出内容 参加辞退書
- (2) 提出期限 令和7年6月19日（木）正午まで
- (3) 提出方法 LoGo フォーム <https://logoform.jp/form/gRmW/1077958>

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出内容
- ① 企画提案書提出届
 - ② 企画提案書（任意様式）
データ媒体(PDF形式)で提出すること。
 - ア 表紙、目次、本編で構成すること。
 - イ 用紙サイズは、原則としてA4版で作成し、文字のサイズについては、12ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設けること。
 - ウ 本編は30ページ以内とすること。
 - エ 目次には、参照先のページ番号を記載すること。
 - オ 表紙には、「ネットワーク環境等移行に係る調査・分析業務 企画提案書」と題名及び事業者名を記載すること。
 - カ 本編は、次頁表の章番号・項目に従って作成すること。必要に応じて枝番号を付しても構わない。また、仕様書や項目に示されていない内容でも、本市にとって有益となると思われるものについては、積極的に提案すること。
 - キ 構成は、下記の例を参考とすること。

章	項目
1	方針
2	実施体制
3	最適化計画の立案
4	業務改革やシステム経費等を見据えた提案
5	その他独自提案
6	提案金額（見積）

③ 見積書

見積については、各業務内容毎に費用の内訳（作業費（人月）、諸経費等）がわかる見積書を提出すること。なお、金額については消費税及び地方消費税を含むこと。

- (2) 提出期限 令和7年6月26日（木）午後5時まで
- (3) 提出方法 LoGo フォーム <https://logoform.jp/form/gRmW/1077964>
- (4) 再提出等 提出後の内容の変更、追加及び再提出は認めない。

6 受託候補者の選定

(1) 選定組織

受託候補者の選定は、5名の委員で組織する「小矢部市ネットワーク環境等移行に係る調査・分析業務受託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）が行う。

- (2) 【別添2】「企画提案審査要領」により、総合評価とする。

7 審査方法

プロポーザルの審査は次のとおり実施し、受託候補者を選定する。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格要件を満たす者の中から、参加表明に係る書類を審査し業者を選定し、第一次審査通過者とする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第一次審査により選考された者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最も優れている提案を採用する。

第二次審査は下記の通り実施する。

実施予定日：令和7年6月30日（月）

プレゼンテーションの時間は30分以内（説明20分、質疑応答10分）の予定で実施する。提出書類以外の追加資料の提出は認めない。プレゼンテーションの順番は、参加意向申出書の受付順とする。

(3) 評価基準

プレゼンテーション、ヒアリングにより総合的に評価する。

(4) 結果の通知

審査の結果は、提案者全員に文書で通知する。審査結果に関する問い合わせ、異議申し

立ては一切受け付けない。

Ⅲ その他

1 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、委員会の委員又は事業担当課等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めたとき。
- (2) 提出期限後に書類の提出があったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 本要領に違反する表現をしたとき。
- (5) その他、小矢部市が本要領に違反すると認めるとき。

2 業務の契約

(1) 契約

① 契約手続は、小矢部市契約規則（昭和 48 年小矢部市規則第 8 号）の定めによるものとする。

② 小矢部市は、契約締結後においても受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 契約は、小矢部市契約規則の規定に定めるところによる。

(3) 契約内容は、仕様書、企画提案書等に基づき決定する。

3 留意事項

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書等は小矢部市情報公開条例（平成 12 年小矢部市条例第 30 号）の規定により、企画提案書等の情報公開請求があった場合は、非公開情報を除き、原則公開する。公開することにより、法人その他の団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報（事業等のノウハウ等）については、非公開となる。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とするとともに、処分を行うことがある。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

(4) 採択された企画提案書の著作権は小矢部市に帰属する。

(5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

4 その他

(1) 本プロポーザルの手続きに使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。

5 添付資料

(1) ネットワーク環境等移行に係る調査・分析業務 仕様書

(2) ネットワーク環境等移行に係る調査・分析業務 企画提案審査要領